

2025 年 9 月 22 日

各 位

株式会社 山形銀行

「やまぎん外為 WEB サービス利用規定」改定のお知らせ

株式会社 山形銀行（頭取 佐藤 英司）は、＜やまぎん＞外為 WEB サービスの一部機能変更に伴い、下記のとおり、「やまぎん外為 WEB サービス利用規定」を改定いたします。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので予めご了承ください。
何とぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2025 年 10 月 1 日（水）

2. 改定対象

やまぎん外為 WEB サービス利用規定

3. 改定内容

改定内容は別紙新旧対照表をご確認ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
金融市場部 国際業務グループ
TEL：023-634-7548

【受付時間】9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除きます）

変更後	変更前
第 1 条 ～ 第 2 条 (省略) 第 3 条 利用申込 1. ～ 5. (省略) 6. ワンタイムパスワードの利用登録 本サービス契約者は当行よりユーザーID 受領後、当行所定の方法により、ワンタイムパスワードの利用登録を行うものとします。ワンタイムパスワードとは予め登録されたワンタイムパスワード受取用メールアドレスに送信する一回限り有効な使い捨てパスワードです。 7. 初期パスワードの変更 本サービスの初回ログオン時は、当行に届け出た初期ログオンパスワードと、登録完了後に当行より送付する登録完了通知に記載されたユーザーID、ワンタイムパスワード受取用メールアドレスに通知するワンタイムパスワードによりログオンし、端末からログオンパスワードを変更するものとします。 第 4 条 本人確認 1. 本人の確認 (1) 本サービスをご利用いただく際の本人確認はワンタイムパスワードによる認証方式により行います。ワンタイムパスワードによる認証方式は、ワンタイムパスワードおよびユーザーID・ログオンパスワードにより利用者をご本人であることを確認する方式です。本契約が解約された場合、ワンタイムパスワードは無効化されます。 (2) ～ (5) (省略)	第 1 条 ～ 第 2 条 (省略) 第 3 条 利用申込 1. ～ 5. (省略) 6. ワンタイムパスワードの利用登録 本サービス契約者は当行よりユーザーID 受領後、当行所定の方法により、ワンタイムパスワードの利用登録を行うものとします。ワンタイムパスワードとは<u>ワンタイムパスワードを生成するソフトウェア（以下、「トークン」といいます）により生成・表示され一定時間ごとに自動更新されるパスワード</u>です。本サービス契約者は当行所定の方法により、トークンを利用者の端末にインストールしていただきます。 7. 初期パスワードの変更 本サービスの初回ログオン時は、当行に届け出た初期ログオンパスワードと、登録完了後に当行より送付する登録完了通知に記載されたユーザーID、<u>トークンにより生成・表示されたワンタイムパスワード</u>によりログオンし、端末からログオンパスワードを変更するものとします。 第 4 条 本人確認 1. 本人の確認 (1) 本サービスをご利用いただく際の本人確認はワンタイムパスワードによる認証方式により行います。ワンタイムパスワードによる認証方式は、ワンタイムパスワードおよびユーザーID・ログオンパスワードにより利用者をご本人であることを確認する方式です。 ① トークンの有効期限は当行が定めるものとします。 ② <u>本契約が解約された場合、ワンタイムパスワードは無効化されます。</u> (2) ～ (5) (省略)

2. (省略)

3. パスワード等の盗用・不正使用

(1) パスワード等が第三者に知られた場合、またはその恐れがある場合（**ワンタイムパスワード受取用メールアドレスまたはワンタイムパスワードが盗難、紛失等により他人に使用される恐れが生じた場合を含みます。**）、利用者は当行所定の書面により当行に届け出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。

(2) (省略)

第5条～第10条 (省略)

第11条 免責事項

1. ～ 9. (省略)

10. **ワンタイムパスワード受取用メールアドレスの変更漏れや変更遅れなどにより不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。また、ワンタイムパスワード受取用メールアドレスの不達等でワンタイムパスワードが利用できなかったことにより、お取引が遅延または不能となった場合、そのため生じた損害について当行は責任を負いません。**

11. (省略)

第12条～第24条 (省略)

2. (省略)

3. パスワード等の盗用・不正使用

(1) パスワード等が第三者に知られた場合、またはその恐れがある場合（トークンをインストールした端末の盗難、遺失などの場合を含みます。）、利用者は当行所定の書面により当行に届け出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。

(2) (省略)

第5条～第10条 (省略)

第11条 免責事項

1. ～ 9. (省略)

10. トークンをインストールした端末を譲渡・廃棄などする場合は、利用者が事前にトークンの削除を行わなければなりません。利用者がこの削除を行わなかった場合、ワンタイムパスワードの不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

11. (省略)

第12条～第24条 (省略)